

議案第7号説明資料

令和6年2月13日

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
介護保険料について	-----	2～3
新旧対照表	-----	4～6

福祉課

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正概要

介護保険法（平成9年法律第123号）により、市町村は、3年ごとに介護保険料を見直すこととなっているため、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定めます。また、「介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）」等の公布により、所要の改正を行います。

2 改正内容

(1) 介護保険料の改正

介護保険法により、第九期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を行い、介護サービスの見込量をもとに介護保険事業に要する費用の額を算出し、第1号被保険者の介護保険料により収納することが必要な費用の額を算出した結果に基づき、年額介護保険料を改正します。また、平成27年度から開始された低所得者の保険料の軽減措置を継続的に実施するための改正も行います。

(2) 保険料の所得段階の境目となる合計所得金額の改正

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第13号）」の公布により、保険料の所得段階の境目となる合計所得金額の一部を改正します。

所得段階	現行（第八期）	改正案（第九期）
第7段階	合計所得金額が <u>120万円</u> 以上 <u>200万円</u> 未満	合計所得金額が <u>120万円</u> 以上 <u>210万円</u> 未満
第8段階	合計所得金額が <u>200万円</u> 以上 <u>300万円</u> 未満	合計所得金額が <u>210万円</u> 以上 <u>320万円</u> 未満
第9段階	合計所得金額が <u>300万円</u> 以上 <u>400万円</u> 未満	合計所得金額が <u>320万円</u> 以上 <u>420万円</u> 未満
第10段階	合計所得金額が <u>400万円</u> 以上 <u>500万円</u> 未満	合計所得金額が <u>420万円</u> 以上 <u>520万円</u> 未満
第11段階	合計所得金額が <u>500万円</u> 以上 <u>600万円</u> 未満	合計所得金額が <u>520万円</u> 以上 <u>620万円</u> 未満
第12段階	合計所得金額が <u>600万円</u> 以上 <u>800万円</u> 未満	合計所得金額が <u>620万円</u> 以上 <u>720万円</u> 未満
第13段階	合計所得金額が <u>800万円</u> 以上	合計所得金額が <u>720万円</u> 以上

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

3 介護保険料について

(1) 介護保険料の改正

現行（第八期）				改正案（第九期）			
所得段階		負担割合	年間保険料	所得段階		負担割合	年間保険料
1	(軽減前)	$A \times 0.50$	31,800 円	1	(軽減前)	$A \times 0.455$	25,670 円
	(軽減後)	$A \times 0.30$	19,080 円		(軽減後)	$A \times 0.285$	16,080 円
2	(軽減前)	$A \times 0.75$	47,700 円	2	(軽減前)	$A \times 0.685$	38,640 円
	(軽減後)	$A \times 0.50$	31,800 円		(軽減後)	$A \times 0.485$	27,360 円
3	(軽減前)	$A \times 0.75$	47,700 円	3	(軽減前)	$A \times 0.690$	38,920 円
	(軽減後)	$A \times 0.70$	44,520 円		(軽減後)	$A \times 0.685$	38,640 円
4		$A \times 0.90$	57,240 円	4		$A \times 0.90$	50,760 円
5 (基準額)		A	63,600 円	5 (基準額)		A	56,400 円
6		$A \times 1.20$	76,320 円	6		$A \times 1.10$	62,040 円
7		$A \times 1.25$	79,500 円	7		$A \times 1.20$	67,680 円
8		$A \times 1.45$	92,220 円	8		$A \times 1.30$	73,320 円
9		$A \times 1.60$	101,760 円	9		$A \times 1.40$	78,960 円
10		$A \times 1.80$	114,480 円	10		$A \times 1.60$	90,240 円
11		$A \times 1.85$	117,660 円	11		$A \times 1.90$	107,160 円
12		$A \times 2.00$	127,200 円	12		$A \times 2.10$	118,440 円
13		$A \times 2.20$	139,920 円	13		$A \times 2.30$	129,720 円

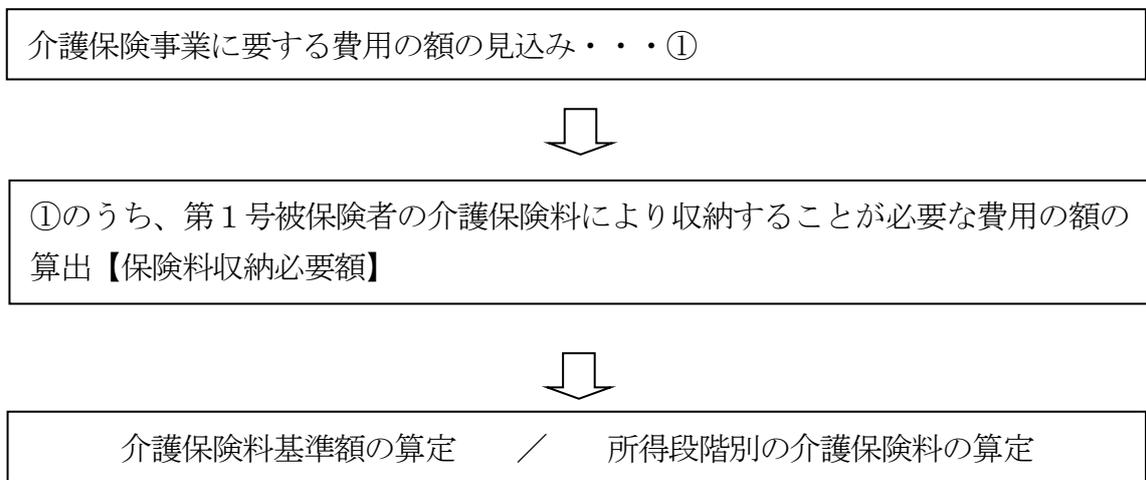
<p>現行の基準額</p> <p>年額 63,600 円</p> <p>月額 5,300 円</p>
--

約 11.3%の減



<p>改正案の基準額</p> <p>年額 56,400 円</p> <p>月額 4,700 円</p>

(2) 介護保険料算定の手順



(3) 保険料基準額等の見込み

項目 \ 計画期間	令和3年度～令和5年度 (第八期)	令和6年度～令和8年度 (第九期)
介護保険料基準額 (年額/月額)	63,600 円 / 5,300 円	56,400 円 / 4,700 円
介護保険事業費	9,535,500,152 円	9,357,085,080 円
保険料収納必要額	2,292,901,192 円	1,976,920,426 円
介護保険給付費支払基金取崩額※1	150,000,000 円	420,000,000 円

※1は、保険料の上昇を抑えるために投入される財源です。

大磯町介護保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>25,670円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,640円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>38,920円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>50,760円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>56,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>62,040円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>67,680円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>73,320円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>78,960円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,700円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,240円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>63,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,320円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>79,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>92,220円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>101,760円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p>

改正案	現行
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>90,240円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>107,160円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>118,440円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>720万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>129,720円</u></p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>114,480円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>500万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>117,660円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>600万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>127,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>800万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>139,920円</u></p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>16,080円</u>とする。</u></p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>16,080円</u>」とあるのは、「<u>27,360円</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>16,080円</u>」とあるのは、「<u>38,640円</u>」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,080円</u>とする。</u></p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,080円</u>」とあるのは、「<u>31,800円</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,080円</u>」とあるのは、「<u>44,520円</u>」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第5条～第15条 省略</p>	<p>第5条～第15条 省略</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p> <p>別表 省略</p>	<p style="text-align: center;">別表 省略</p>